

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成28年11月22日（火）午後2時30分～午後4時30分  
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）  
出席者 司会者 中桐圭一（札幌地方裁判所刑事第2部総括判事）  
法曹出席者 結城真一郎（札幌地方裁判所刑事第2部判事）  
志村康之（札幌地方検察庁公判部検事）  
沖田良明（札幌弁護士会弁護士）  
裁判員経験者 6名（1番，3番，4番，5番，6番，7番）  
補充裁判員経験者 1名（2番）  
報道機関出席者  
共同通信 1名  
NHK 1名

### <意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

司会者

それでは、ただいまより第16回目となりました裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、皆様お忙しい中、意見交換会のために裁判所にお越しいただきまして、どうもありがとうございます。気温も低くなり、雪も舞って足元の悪い中、お集まりいただいたことを大変感謝しております。本日は、裁判員あるいは補充裁判員を経験された皆様にお集まりいただいて、これから2時間程度ですが、自由な意見を交換させていただければと思っております。私は、札幌地方裁判所刑事2部で裁判長を務めております中桐圭一と申します。本日はこの意見交換会の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

裁判員裁判は、平成21年5月21日に制度が施行されまして、ちょうど7年半が経過したところですので。この間、札幌地方裁判所におきましては、今年10月末までに、裁判員としては1263名の方々に、補充裁判員としては438名の方々に裁判に参加していただいております。全国の裁判所の数値で言いますと、今年8月末までの数字になりますが、裁判員としては5万2723名の方々に、補充裁判員としては1万7941名の方々に参加していただいております。

裁判所では、これまでも各地でこのような意見交換会を実施しておりまして、様々な御意見や御感想をいただいております。我々といたしましては、これらの御意見等を踏まえて、裁判員制度のよりよい運用に向けて日々努力しているところでございます。本日も皆様から率直な御意見等をいただきたいと思いますので、短い時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の席には、私以外にも、検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1名ずつこの席に臨んでおりますので、最初にその方々に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

志村検事

札幌地方検察庁の検事をしております志村と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。普段は、裁判所の刑事3部に対応しております、私は公判部という検察庁の部に所属しており、裁判を担当している検察官でございます。今日は裁判員あるいは補充裁判員の経験者の方々から直にお話を伺えるということで、楽しみにして参りました。普段は刑事裁判の手續の中でしか、お話を伺うことができないのですが、このような形で生の感想を聞くのを楽しみにしておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

沖田弁護士

札幌弁護士会の弁護士の沖田良明です。弁護人はどうしても裁判員の方から厳しい評価を受けることが多いのですが、その原因について、率直な意見を伺うことで、できる限り改善して、よりよい弁護活動にフィードバックできればと考えております。今回は私の担当した事件もあり、恥ずかしいのですけれども、率直な意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

結城判事

札幌地方裁判所刑事2部の裁判官の結城と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は、この4月から札幌に参りまして、これまで3件の裁判員裁判を担当させていただきました。去年は1年間、事件の関係もあって、裁判員裁判から離れていましたので、皆様の御意見を伺いながら、選任手續やどういった審理が良いのか、また、評議についてはどのような進捗が良いのかということ、皆様の意見を踏まえて、より良いものにしていきたいと思っておりますので、忌憚のない意見をよろしくお願ひいたします。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

それでは、これから意見交換に入らせていただきます。本日は7名の経験者の方をお迎えしておりますが、同じ事件を担当された方もおられるものですから、事件の数としては4件の異なる事件に携わっておられます。まずは、個別のことをお伺いする前に、事件を振り返って、全般的な御感想をそれぞれ皆様1名ずつお伺いしたいと思います。事件ごとにお伺いした方が分かりやすいと思っておりますので、最初に私の方で事件の内容を簡単に御紹介いたしますので、それに関与された方に、順にお聞きしていきたいと思っております。

まず最初に、1番、2番、7番、3名の方が参加していただきました殺人未遂事件というのがございます。この事件の内容を簡単に御説明いたしますと、お金を払って性交渉をする約束で自宅に呼び出した女性とトラブルになったために、ロープで首を絞めてその女性を殺そうとしたわけです。女性は気絶して、首にけがも負いましたが、結局、殺人自体は未遂に終わったという事案です。この事実には特に争いがなく、当該被告人にどういう刑を科すべきかという点を中心に議論されたと伺っております。結論として、弁護人の方は執行猶予付きの判決を求めましたが、判決の内容としては、懲役4年の実刑判決が言い渡されています。それでは、まず1番の方から全般的な御感想をお伺いしたいと思います。

1番

今の事件に参加させていただいたのですけれども、日常ではなかなか体験できないよ

うなことを、今回、体験させていただき、自分の意見を述べさせていただきながら、務めさせていただきました。なかなかできない経験ができたなというのが率直な感想です。あとは、事件自体が生々しいものではあったので、今後どういう人生を歩んでいくのか分からないですけれども、良い経験にはなったなと思います。

## 2番

事件の内容をお聞きすると、今風の事件だなという気がしました。出会い系からそういうことが起きたということで、昔だったら考えられないし、これは時代の流れかしらと思って、見ていたのですけれども、ただ、こういう殺人とか、そういう犯罪を犯す人というのはそうかもしれないのですけれども、非常に何か短絡的で、自分中心的だなということを感じました。あと、特別なことはありませんけれども、何かどこでもあることなのかもしれないけども、自分にとっては、非常に不思議と言ったらおかしいのですけれども、今の世代というのが考えられて、いろいろと思いました。

## 7番

今、2番の方がおっしゃいましたけど、今どきの子の犯行だと思いました。裁判員の方たちと評議していく中で、いろいろな事実とか、証拠とかいろいろなものが出てきますよね。それを見ただけでも、自分で刑を何年にするとかという判断をするのがちょっと難しかったかなと思いますね。人それぞれだとは思いますが、一概にこれで本当に良いのかなというのもありましたし、決める基準がないので、自分の理解した中での感じになると思うので、それがちょっと難しかったですね。

## 司会者

次の事件についてですが、3番の方が参加された強盗致傷事件という内容になります。いわゆるタクシー強盗の事案でして、タクシーの乗車料金の支払を免れようと考えて、被告人が運転手の男性に殴る蹴るの暴行を加えてけがをさせたという事案です。ただ、運転手に取り押さえられて、強盗は未遂に終わったという事案でした。これは法律上の争点の一つありまして、簡単に言うと、被告人の暴行が強盗罪の成立に必要なだけの強い暴行であったかどうかという点が争点ということで、この点の判断もされております。判決では、結局、強盗致傷が認められた上で、懲役3年、4年間執行猶予という結論になったという事案でした。これについて、3番の方から御感想等をお伺いできればと思います。

## 3番

まず、この事件なのですけど、ちょうどニュースで見っていたのが記憶にまだありまして、実際に映像なども見て、最初の印象としては、ちょっと言葉は悪いのですけど、間抜けだなと思ったのですよね。パッと見たり聞いたりしただけでは、タクシー強盗で殺人とかでもないしというふうに最初は思ったのですけれど、ただ、いろいろと資料とかを見ていくうちに、生い立ちとか、いろいろな情報をいただいて、進めば進むほどだんだん深いなというのが、正直な感想でした。あと、四、五日で判決を出して良いのだろうかというのも内心思いました。いくら犯罪を犯したとはいっても、その人の将来がかかっているのだろうかというのと、親御さんとの関わりもこの事件の被告人の場合はあったので、そういったこともあって、すごく考えさせられる事件でした。

## 司会者

次に、4番の方が参加された事件ですが、これは私と結城裁判官も関与した事件です。簡単に内容を言いますと、父親が娘を殺害したという事件でして、その娘さんというのが障害を抱えており、長年、被告人と被告人の奥さんが面倒をみてきたものの、最終的には、その娘の首を被告人が手で絞めて殺したという事件です。この事件については、その事実関係には特に争いはないということで、その被告人にどのような刑を科すべきかという点を中心に議論されました。弁護人としては執行猶予付きの判決を求めましたが、結論としては、判決は懲役4年の実刑となりました。それでは4番の方からお伺いしたいと思います。

#### 4番

この裁判員裁判に参加して、率直な意見としては、しんどいなと思っていて、家族間での殺害だったり、病気を持っている娘さんを殺してしまった父親の裁判だったので、すごく悩みましたし、難しいし、しんどいというのが、率直な感想だったのですが、裁判官の方とか、裁判員の方々と話をして、判決は決めたのですが、これで良かったのかなと、ずっと思いながら過ごしていました。

#### 司会者

4件目の事件ですが、5番、6番の方が参加された殺人事件です。内容を簡単に御説明しますと、被告人が同居していた交際女性の浮気を強く疑い、ちょっとした口論をきっかけにこの女性を殺して自分も死のうなどと考えて、眠っている女性の首をひもで絞めて殺害してしまったという事案です。この事件も事実関係に特に争いはなかったということで、被告人にどのような刑を科すべきかという点を中心に議論されたと聞いております。この事件については、懲役14年の刑が言い渡されました。それでは、まずは5番の方からよろしく願いいたします。

#### 5番

まず、私は裁判員に当たって、ものすごく嬉しかったです。死ぬまでに一度はやりたいと、その夢が叶いまして、ありがとうございます。内容については、私たちはどうしても、こういう事件とかが起こってしまったら、年齢的にも、自分の子供だったらどうなるのだという気持ちに、すぐになっちゃうのですよ。これはしょうがないのですよね。私には子供が3人おり、皆成長していますが、もし成長過程において、このようなことがあったらどうするだろうと考えてしまいました。感情や私情を入れたらいかんということですが、どうしても入ってきてしまい、もっと厳しくできんのかというのが一番辛かったですね。自分の子供がこんなことされてたまるかと、自分で警察に自首するわけでもないし、こんな身勝手なことが許されてたまるかと思ってしまいました。そうは言いつつも、人の一生というものを左右するものだから、やっぱり慎重に慎重にやらないといけないなど。4日間、慎重に自分なりに少し悩みました。

#### 6番

私も同じ事件でした。参加させていただいた率直な感想なのですけれども、まず日常で、人を殺した人が目の前にいるという状況がないですよね。その中で、実際に法廷に行ったときに、目の合う距離にいるというのが、まず恐怖というか、すごく嫌だなと思いました。ただ、話し合いの中では、さっき5番さんがおっしゃっていたのですが、やっぱり、どうしても私情は入るのだけれども、率直に一般の人間としての細かい意見

とか気が付いたところも、しっかりと裁判官が拾い上げてくださって、その話し合いの中では、意見としてきちっと言えて、しっかりそこのところを丁寧に対応してくださったというところには、すごく参加してみて感謝しているというか、良かったなと思えました。話し合いとしては、すごくいろいろな話し合いができて、意見も言えて、いろいろなことを拾い上げていただいているというのは、良かったのですけれど、ただ、判決に関しては、仕方ないと思いつつも、それで良かったのか、本当にその後何もしなければ良いなというのは、ずっと思いつつ過ぎていただいているところなんです。

### <選任手続について>

司会者

ありがとうございました。一通り皆様から全般的な御感想や御意見等をいただきましたけれども、この後は、時間の流れに従って、個別に一つの手続について、御意見を伺いたいと思います。まず最初に、選任手続に関するところを伺いたいと思います。皆様、大体それぞれ担当された裁判の始まる2か月くらい前ですかね、裁判所から候補者に選ばれましたという御連絡を差し上げて、その後、封書で返信いただいたり、その間、お仕事等の御都合をつけていただいたり、裁判に参加するにあたって、いろいろ大変だった点、こういう点を裁判所の方でも工夫してくれればもう少し調整がしやすかったとか、何か選任手続に関して、御感想、御意見等をお聞きしたいと思います。特に、1番の方、2番の方、7番の方が参加された事件については、比較的長めで、週をまたいで審理が行われたりしたということもあつたり、ちょっと大変だった面もあるのかなと勝手に思っておるのですが、この辺りいかがでしょうか、1番の方。長さ、参加するにあたって、選ばれる前にこういう点が大変だったとか、ありますでしょうか。

1番

選ばれるまでに関しては、前年度から、来年度に当たるかもしれないよというのがあつて、そのまま当たらない人もいるということが書いてありましたが、2か月くらい前に通知が来て、期日に行つて、30名くらいの中から、くじの抽選で当たつたという感じなのですけれども、長いなとは思いましたね。もうちょっと何か簡略化した方が良いのかなというのは感じました。当たつて、すごく良い経験をさせてもらったのですが、実際にその場で外れる可能性もあつたと思つたら、大半の方が外れてしまったことを考えると、もうちょっと絞つた感じで。どうしても事件にかかわっている人も見極めなければいけないので、その場で事件の内容を見て、辞退する人とかを決めることとかはあつたのですが、もうちょっと短い期間で、もうちょっと絞つた人数で選んだ方が良かったのかなという感じはしました。あと、審理に関しては、土日祝日が挟まつて長かつたのですが、たまたま仕事上休みが取れたので、参加はできたのですが、そういう都合が合わなかつたときは、辞退しなければいけなかつたのかなと思つて、ただ、事件の内容によっては、必要な日数だと思うので、その辺は致し方ないかなと思つてました。

司会者

同じ事件に関与された2番の方、あるいは7番の方は、何かございますか。

7番

2か月前にお手紙が来たときは、本当にこういうのって来るのだなと思つたのと、裁

判所に来たときに部屋に30人くらいいたので、自分は絶対に選ばれないだろうと思っていたのですが、たまたま選ばれて、こういう機会が誰にでもあるわけではないので、やって良かったなと今は思っていますし、審理自体も週をまたいだのですが、あつという間の感じはしました。今、いろいろな会社でも、裁判員に選ばれたら、出さなければいけないという会社が多いみたいなので、私もパートなのですが、休みは有給休暇とかではなくて、特別休暇になる会社が多いみたいなので、選ばれたら絶対にやった方が良いのではないかなとは思っています。

司会者

今、7番の方から、会社によっては休みが取れるのではないかという話もあったのですが、うちは難しかったよという方はいらっしゃいますか。

4番

私の会社は、スタッフの人員不足で、全然お休みが取れなくて、裁判員裁判が終わった後に仕事に行き、また別の仕事に行き、それからまた裁判員裁判という感じだったので、睡眠時間が二、三時間しかとれませんでした。私の雇用形態にもよると思うのですが、もうちょっと会社自体が休ませてくれたりしたら嬉しかったなとは思っています。

司会者

他の方の裁判は、大体月曜に始まって金曜に終わるという形だったと思うのですが、3番の方、5番の方、6番の方で、参加にあたって、こういう点は困ったですとか、ありましたでしょうか。

3番

初日のくじで決まるとき、実際に私は当たるなと思って来て、やっぱり当たったのですよね。うちの上司にはもともと行ってあって、是非行きなさいと、会社の方の理解もあって、7番さんがおっしゃったように、うちの会社も特別休暇扱いで行かせてくれたのですが、ただ、初日の午前中のくじのときに当たらなかつたら、多分そこは自分の有給休暇を使う形になっていたと思うのですよね。例え特別休暇で出たとしても、外れました、じゃあいいですとなるじゃないですか。その時間がもったいないなと思って。お勤めされている方だと、午前中の時間、有給休暇にしろ、特別休暇にしろ、お休みを取ってしまうので、そこは何か改善できたら良いのではないかなとは思いました。

5番

自分はどうしてもやりたいと、当たりたいたいと、前もって会社に休暇がほしいと、絶対に行ってくると言っておいて、外れたらかっこ悪いと思いました。私の場合は、1か月間、毎日祈っていたから、運よく当たりましたが、27名だったと思うのですが、最後は6名。27分の6は厳しいかなと思いましたね。21名は当たりませんから、そこに補充裁判員が2名ほどいますが、ここだけが心配でしたね。絶対に当たりたい、行きたいと思って。仕事によっては、今は職安なんかに行っても、9割は非正規なのです。超忙しい企業というのなかなか期日に行けないような人も出てくるだろうし、一般の企業、それからいろいろなアルバイト、パート、ものすごく範囲が広い中で、当たるかもしれない。当たる人というのは、色々な仕事をしていると思うのですよ。あと、初日（選任手続期日）に半日あくというのはもったいないですね、はっきり言って。それで、最後はまた、判決を言い渡す日に半日あくでしょう。あれをうまく1日にしてもらえれ

ば、5日のところを4日で済むと、極めてわがままな言い方ですが、仕事をしている人の中には恵まれていないような仕事をしている人も一杯いますから、5日を4日にするという方法はあるかなど。それから、我々の仕事の内容というのは、この裁判所の方にはきていないのですよね。どういう仕事をしているというのは。

司会者

個別にお聞きした場合には分かるのですけれども、それ以上には、直接はお聞きしていません。

5番

かなり厳しいような仕事をしている人はおりますね。職安なんかに行ったらすごいですよ。札幌でもブラック企業というのはかなり多いからですね、準ブラック企業なんかを合わせると大半の数いっていますね。だから言いますと、選ぶのを1年前から送ってくるのは、まったく問題ない、良いことであって、最終的に選ばれるときに27分の6というのが極めて厳しいのと、できたら初日と最後をうまく1日に集めれば5分の4で済むかなという気がいたしました。

6番

実際に私がやってみて、周りの反応なのですけど、私はたまたま、小さい会なのですけど自分が子育て支援の会の代表ですので、休みを取ることにしましては皆に協力をもらって休むという形です。皆にはせっかくの機会だから行っておいでと気持ちよく出してもらったことと、あと、会に戻ってからは、周りの人たちにも来たら必ず断らないで行きなさいというふうな話はしています。これは、やっぱり大変なこともあるのだけれども、何も経験しないで文句を言うよりは、やってから言った方が良いということと、あと、先ほどから出ている会社の理解とかというのもあるのですけど、やっぱり私自体もこれに当たらなければ5番さんほど勉強はしていなくて、当たってみてから、こういう制度なのだということを理解したくらいで、多分ほとんどの皆さんがそうだと思うのですよね。なので、全体的に、周知不足というか、国民全体に対しての周知不足がやっぱりいろいろなところに出てきているのかなという感じがします。私はずっとこれは義務だと思っていたのですよね。なので、上司の方とか、会社の方が、部下が選ばれば行っておいでと出せるような状態を作るものだと思っていたのですけれども、なかなかそういうことになっていないということがすごく多かったですし、まず1回目こういう通知が届いたときに、5番さんと私なんかは、せっかくの機会だからやってみようという思いでやりましたけれども、ほとんどの周りの反応は、来たら断る理由を考えようという反応がほとんどでした。行かないで済む方法を考える、このようなのが来たくらいでは行くものだとは思っていないのですよね、皆さん。どちらかと言えば、断る理由を考えて、関わらないで済みたいという方が多いので、実際に経験してみて、行くべきだと思ったので、そういう行くべきだというのが、どういうふうに皆に伝わるかなということですかね。とにかく、周知不足だなとか、理解不足だなと、自分も含めてなのですが、終わってからの周りの反応もそういうふうに感じました。

<冒頭陳述について>

司会者

本当に貴重な御意見をいろいろといただいて、ありがとうございました。それでは、

続いて、手続の中身に関わってくることをお話ししたいと思います。皆さん記憶を呼び戻していただければと思いますが、裁判はさっき言った選任手続が終わった翌日くらいから始まったのでしょうか。最初に起訴状が読まれて、被告人がその事実を認めるか認めないかというようなことを言って、それが終わると、冒頭陳述という、検察官と弁護人がそれぞれこの事件について、どういう見方をして、どこに着目してほしいのかということを皆様にお伝えする手続があったかと思います。初日はいきなり法廷に入って、傍聴人も一杯いるところで、検察官や弁護人のその冒頭陳述の内容というのが、十分理解できたのかどうか、その伝え方が良かったのかどうか、その辺りも含めて、何か御感想があるかということをお聞きしたいのですが、さっきと同じような順番で、1番の方から順番にお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

1番

初日は、本当に緊張していて、どうやって始まるのかという気持ちで一杯の中で、冒頭陳述が始まったのですけれども、ちょっと分かりづらかったかなというのはありました。緊張もあったのだと思うのですけれども、検察官と弁護人の方で言っていた内容を、戻って裁判官の方がちゃんと分かりやすく説明してくれたりして、きちんと呑み込めたのですけど、いきなりあの場で理解するというのは、ちょっと難しかったなと思いました。

司会者

その難しかったというのは、内容がかなり多すぎたのか、何か伝え方に問題があったのか、その辺りはどうでしょうか。

1番

緊張もあったのだとは思いますが、内容自体は分かりづらい内容ではなかったとは思いますが、多分、緊張が強かったのだと思います。

2番

私は別に何も感じなくて、言われることを聞いていて、ああそうかという感じで聞いていたのですけども。別に特別、思いませんでした。

司会者

事件の内容は、大体このような事件だということは分かったということですか。

2番

ええ、話を聞いて、大体分かりました。今風な事件だなというふうに思ったのですよね。

7番

私は2番の方と一緒に、大体資料も事前にもらっていましたし、深い内容までは分かりませんが、検察官と弁護人の言うことは、理解までしたかどうかはあまり記憶にないのですけれども、大体は分かったと思います。

3番

素直な感想を言うと、いきなり行って、バンと開いて、人がいる、皆が見ているという緊張感はずごくあったのですけど、冒頭手続でいろいろとお話を聞いていたときには、逆に、皆がこっちを見ていると思うと、こっちに集中しなくてはいけないと思えたので、私は割と耳に入って理解できました。

4 番

私の事件の場合は、検察官が冒頭陳述メモというすごく詳しい内容の資料を作ってくれていたの、それを見ながら話を聞いていたので、すごく分かりやすかったですけど、逆に弁護人の方は特に資料がなかったので、ちょっと難しいなと思いました。

司会者

やっぱり、何か紙のようなものがあつた方が良かったかなという感じですか。

4 番

紙のようなものがあつた方が、法廷の後でも見返せたりするので、記憶に残りやすかったり、こうだったなというのが分かりやすいので、紙はあつた方が良かったです。

5 番

私の事件のときも、検察官の冒頭陳述メモをいただきまして、分かりやすい言葉で説明していただきました。また、弁護人の方もそれなりに分かりやすい言葉で説明していただいて、非常に分かりやすかったです。私自身も大学は法科専門ではなかったのですが、保険会社で約10年間、裁判を20件以上やってきたものですから、慣れていたというか、こういうものだなと、こう言えばこう言うなというのが、大体は分かっていたからですね、その意味でも出てみて良い勉強になったと思いました。やっぱり我々に対して、分かりやすい言葉で説明していただいたということは、非常に良かったと思います。

6 番

私も同じ裁判でしたので、同じような印象です。最初、難しい言葉とか、難しい文書とか、理解できないものが飛び交うのかなと、すごく思っていたのですが、私の学力でも十分理解できる内容というか、説明の仕方だったので、すごくありがたかったなと思いました。

司会者

情報量が多すぎたとか、そういうことはなかったですか。

6 番

いや、きちんと整理されていて、また、そこに対しての説明もしっかりありましたので、そういう意味での困難とか困ったことはなかったです。逆に、こんなに分かりやすいものなのだなという印象でした。

#### <証拠調べについて>

司会者

それでは、続いて、証拠調べの内容についてお伺いしたいと思います。それぞれ証拠書類の取調べ、あるいは証人尋問、これはあつた事件もあればなかつた事件もありますが、あと被告人から直接話を聞くというのは必ずあつたのだらうと思います。こうした実際に直接、証拠を見聞きした経験を思い出していただきたいのですが、そのときに、こういう証拠だとすごく内容がよく分かつた、あるいは逆になかなか理解しづらいものがあつた、こうすればもう少し分かりやすかつたし、判断もしやすかつたのではないかなと、いろいろな感想をお持ちかと思うのですが、そういったところの観点から実際に御経験された証拠調べの内容についての感想をお聞きしたいと思います。これもまた順番が同じになりますが、1番の方からよろしくお願ひいたします。

1 番

証拠調べに関しては、いろいろな証拠が出てきて、それに対して一つ一つ分かりやすく説明をしていただいて、被告人に対してもいろいろと質問をしていたので、その辺に関しては、特に分かりづらさとかはなかったです。その後、裁判官や裁判員同士で話もできたので、その辺は良かったなと思っています。

司会者

1 番の方の参加した事件では、被害者が証人としては出てこれなくて、供述調書というものを朗読されたと思うのですが、その辺はどういう御感想をお持ちでしょうかね。

1 番

いらっしゃった方が、確かにもっといろいろと詳しい話も分かったのかもしれないのですが、被害者の方は女性で、出てくるのは難しいのだろうなと思ったので、その辺は仕方ないなと思いました。

司会者

できれば直接聞きたいなというところも、やっぱりありましたかね。

1 番

ありました。それでまたいろいろと変わった面もあるのかもしれませんが、ただ何もなかったわけではなくて、資料もあったので、そこから読み取らせていただきました。

司会者

ずっと供述調書の朗読を聴いているというのはつらいということはないですか。ずっと聴いていると、なかなか集中力が続かないとか、そういうようなことはなかったですか。

1 番

それは大丈夫でした。むしろ、被害者の方に対してちょっと感情移入をして、つらい思いが伝わってきたのが、つらかったくらいで、長さは大丈夫でした。

2 番

別に証拠調べといっても、資料を見たり、説明を聞いていたので、別に腑に落ちないことはなかったですね。被害者の方が出て来られないのは仕方がないのかなというふうに思いました。

司会者

1 番の方にもお伺いしましたけれども、可能であれば、話を聞きたかったというようなことがあったかどうかはいかがですか。

2 番

別に、ええ。

7 番

証拠自体は、いろいろな写真とかもたくさんありましたし、裁判の中での説明とかも結構分かりやすかったので、全然それは大丈夫でした。1 番の方も言っていましたけれど、被害者の方、無理だとは思いますが、ちょっと話は聞いてみたかったと思います。

司会者

やっぱり、この事件では刑を決めるということですかね、直接被害者がどのような気

持ちだったかというのは、生の声を聞いてみたいという感じですかね。

7番

そうですね、文書ではありましたけれども、一般的に被告人の話だけなので、面と向かってどうのこうのというのではないとは思うのですが、一応、本人の口からも、被害者方の気持ちとかも聞いてみたかった。その方が、分かりやすいと言ったら変ですけど、皆で判断する上でも、結構重要になったりするのかなと思いました。

司会者

やっぱり二人きりのところで起きた事件で、被告人と被害者しか本当のことを知らないわけですね。

7番

それなので、片方だけじゃなくて、もう片方もという感じですかね。

3番

私の担当した事件はタクシー強盗ということだったので、ドライブレコーダー映像を実際に見せていただいたりとか、被告人と被害者の方のけがをした写真とかを見せていただけて、被害者の方も証人に出てきて、きちんと分かりやすくいろいろ言ってくれたのもあったので、私は、他の方も多分そうだと思うのですが、この事件に関しては、すごく理解しやすかったと思います。

司会者

やっぱり、実際に襲われたときの状況とかを直接お聞きすると、イメージしやすかったですか。

3番

そうですね、被害者の方の生の声も聞けたし、被告人がどうしてそのようなことをしたのかというのも直接、両方から聞けたというので、分かりやすかったです。

司会者

先ほど御紹介したとおり、この事件では、いわゆる反抗を抑圧するに足る暴行というところが、法律上の争点になったのですけれども、その判断自体はどうでしたか。やっぱり法律用語で難しかったのかなと想像するのですが。

3番

最初はよく分からなかったのですが、控室に戻ってから、裁判長や裁判官が分かりやすく教えてくださったので、すぐそういうことかって、理解はできました。

司会者

そうすると、証人尋問のときには、大体どの辺を注目して聞けば良いのかなというのは分かっていたということですか。

3番

そうですね、皆、そこは同じくらいの感覚で法廷に出ていました。

司会者

それと、この事件では有罪判断があったので、刑を決めるということも次にしなければいけなかったと思うのですが、刑を決める上でも、被害者の気持ちとかいろいろな点も重要になるのかなと思うのですが、その点でも直接、話を聞いていると判断しやすい面はありましたか。

3番

被害者の方が、逆に罪に問わないでくれという気持ちがすごく強かったので、私たちも公平に公平にと考えてはいたのですが、被害に遭った人がそうやって応援してくれているような状態だったので、それも踏まえてでした。

4番

証拠調べの時に写真がいろいろと出てきて、ここでこういうことがあったのだというのを、その写真を見てぞっとしたというか、ちょっと怖くなって、警察の方と一緒に、こういう状況だったと言って、被告人が再現しているような写真もあって、何か怖いなと、写真を見るのが怖いなとまず思いました。あと、証拠調べの中で、証人の方とかもいろいろ出てきたときに、一気にいろいろな情報が入ってくるので、戸惑いもありました。

司会者

写真の話もありましたが、この事件では、特に被害者の御遺体の写真等はなかったと思うのですが、部屋の写真とか、再現の写真とかだけでも、やっぱりかなり怖いなという感じがしましたか。

4番

そうですね、車の中で首を絞めるというような事件だったので、それを警察の方と再現していて、こういう感じなのだというのが、ちょっと想像ができちゃったのが、ちょっと怖かったです。

司会者

さっきお話があったのですが、今回、被害者はお亡くなりになったので、被害者自身はお呼びすることはできないのですけれども、被告人の奥さんというか、被害者でいうとお母さんとか、あとは親族の方も1名証人でお聞きしたのですが、その辺りの証人尋問をやったことについては、どのような感想をお持ちでしょうかね。

4番

証人尋問でいろいろお話を聞いたのは良かったのですが、一気にいろいろな情報が入ってきちゃって、それで、記録するものがなかったの、後々、自分の記憶があまり頼りなかったの、ちょっと不安になるところがありました。

司会者

特に奥さんの話、被告人の話もそうですが、割と長い年月の話がいろいろ出てきたと思うのですが、やっぱり、その辺の整理が難しかったのでしょうかね。

4番

そうですね、それは、一応冒頭陳述メモというものをもらって、こういう流れだったというのがあったので、まだ理解はできたのですが、ただ単につらつらと、ばあーと話されると、メモも間に合わないですし、ちょっと理解しにくかったかもしれないなと思いました。

5番

まず一つ教えていただきたいのですが、我々のは殺人事件で、ロープで首を絞めたというのは全部写真なのですね。以前は実物ということではなかったですか。実際に絞めたロープを。

司会者

証拠物として残っていれば、それを取り調べるということはあります。今でもやっていると思います。「これが凶器のナイフです。」みたいな。

5 番

私は逆に写真ではなく実物を見たいなと思ったのですね。これだったら、これだけ絞まるだろうとか、写真じゃ平面すぎてちょっと見づらいかなどという気がしてですね。なんで出してくれないのかなど。もう一つはですね、もちろん被害者は亡くなっていますので、そこはお父さんが弁護士と一緒に出て来られていましたが、いたたまれないという感じだったですね。もちろん本人の希望である場所に来られたと思うのですが、やっぱり検察官がどういう殺し方したよとか言ったら、さすがにいたたまれなくて、部屋から出ていかれたと。確か裁判員制度が始まったころは、ああいう制度はなかったと思うのですよね。こういう殺人事件でも遺族の方が検察官のすぐ横に座って、昔は傍聴席なんかにはあったと思うのですが、いつごろから検察官の横に座るようになったのですか。

司会者

それは、裁判員裁判が始まる少し前、平成20年くらいからは、参加できる制度がありました。

5 番

傍聴席だったら良いけど、あそこに座っていると、皆から見られるような気がしてですね、あれは良い制度だろうけど、逆にかわいそうだなという気はしましたね。殺人の中身が中身だったものですから、それを今回感じました。

司会者

そのお父さんの話を直接お聞きして、どうでしたか。被害者御本人は亡くなられているのですが、刑を決める上で、結構インパクトが大きかったのかどうか、その辺りはどのような感想をお持ちでしょうか。

5 番

もちろんインパクトはあったですね。私がお父さんの立場になっても、当然だと思うし、悔しかったらという気はしました。それは体から出ているような気がしました。あそこに座るのは、何か気の毒だなという気もしましたね。あのとき、傍聴席に毎回30名前後来られていましたから。

6 番

同じ事件ですので、私も、被害者の方は亡くなられているので、お父様のというところだったのですけれども、このお父様のそういう姿というのは本当に私たちにとってすごく響くものがありました。ただ実際に判決に響くかどうかというところにはならない、あくまで心情を訴える場であるというところを聞いたので、なるべく気持ちは入るのだけれど、自分でまた引き戻ってという感じにはしていません。ただ、5番さんがおっしゃったように、何も判決に響かないのに、わざわざ、そういうところに出て、とてもおつらそうだったのです。裁判の途中でもやっぱり見ていられなくて、ちょっと外に出られたりとか、最初からずっと赤い顔で涙目で、ちょっと見ているのもつらいくらいだったのですが、ただ、話し合いの中で、裁判官が、今までは傍聴席にいただけで、自

分の思っていることを声に出す機会が、皆に聞いてもらう機会がなかったのだけれども、逆に、聞いてもらえる機会が増えたのだよということを聞いたときに、なるほどなと思ったのですよね。本人がもしそのようなところに行きたくなければ、希望しなくても良いわけで、希望した人があくまでもするというところだったので、理解はできましたけれど。ただ、今回は被害者が亡くなっているというところで、変な言い方ですけど、死人に口なしというのですかね、本当にそこはすごく感じていて、物的証拠に関しては写真だとかで見られるのだけれども、殺人に至るまでのというのが、割と被告人の方の妄想だったりとか、勝手な思い込みだったりとかというのが多かったのだけれども、実際に被害者は亡くなっているから、被害者の言葉は聞けない。でも、今生き残っているのは被告人というところで、そちらが証拠になり得るところが、私の中ではちょっと納得できなかったというか、しょうがないことなのですけど、その辺がちょっと悶々としながら、やっていました。まあ、話をしているうちに、割と私たちのところは、その場その場で、今のようなことを質問できたので、その都度、答えていただけたので、良かったのかなというのはいいます。

司会者

証人尋問に加えて、意見陳述もされたのですかね、このお父さんは。それは、どのような感じでしたか。証拠調べが終わった後に、意見陳述があったのは覚えておられますかね。

6番

やはり、娘さんが亡くなったということなので、もちろん感情もありますけれども、すごく印象に残ったのが、報道の中で、すごく短い文章で載りますので、私も実際に裁判に出てみて、理解できたところはあるのだけれども、単純にこの事件の記事だけを見ると、殺された被害者の方がお金にルーズで、お金を騙し取って殺されてしまったのではないかというのかな、そういうような読み取りができるような記事になっていたのです。だから、お父さんとしても、自分の子供はそういうところはきちんとしていたのに、報道の二重被害というのですかね、そういうのも、やっぱり、周りの方からもね、あなたの子はお金をそういうことして殺されたのでしょというようなことがあったということだったので、この場で、すぐに何かに反映されるわけではないけれども、そういう気持ちを訴える場という意味では良いのかなとは思いました。でも、相当つらそうでしたし、私たちが聞いている分もとてつらかったですね。

<論告・弁論について>

司会者

それでは、証拠調べを終わって、話を進めさせていただきたいのですけれども、最後、論告・弁論ということで、まとめの意見をそれぞれ、検察官と弁護人が述べた。それを踏まえて、最終的に裁判官と裁判員が評議、議論を始めたということだったと思うのですが、証拠調べが終わったまとめの意見、論告・弁論について、その内容が分かりやすかったか、分かりにくかったかという点も踏まえて、これも皆様の御意見をいただきたいと思うのですが、1番の方、いかがでしょうか。

1番

もう終盤にかかって、いろいろな部分のまとめの部分なのですけども、分かりやす

かったか、分かりにくかったかと言ったら、話は十分詰まってきたので、分かりやすかったです。それぞれの考えを意見として出させていただいて、まとめていく段階だったので、その辺に関しては、特に何も問題は感じなかったですね。本当に、裁判長、裁判官がいろいろと分からないところを教えてくださいまして、それぞれ意見を出せたので、特に問題はなかったと思っております。

司会者

この事件では、検察官と弁護士以外にも、被害者参加ということで、先ほどの事件でもそうなのですが、被害者参加人の弁護士が意見を述べたというのがあったと思うのですが、これはどういう位置づけなのだろうとか、そういう点は特に疑問はなかったですか。

1 番

被害者参加ですか。

司会者

検察官の隣に座っていた弁護士が意見陳述ということで、執行猶予ではない判決にしてくださいという意見等を述べられたようなのですが、御記憶はありますか。

7 番

よろしいでしょうか。別に何とも思わなかったですけど、被告人を殴った男の人が別の刑事裁判で被告人になっていて、その弁護士が、この事件の被害者参加人の弁護士でもあるという事情がありました。

司会者

そういう複雑なところがあって、どうだったのかなと思って聞いたのですが。

1 番

複雑は複雑だったですよ。とにかく、いろいろな意見が出る中で、あまり偏らないように考えないといけないとは思ったのですけれども、結構、弁護士の方同士が熱く論議したから、二重の事件が絡んだような感じだったので、そういう印象はありましたけれども、それとこれとは別だと思って、考えさせていただきました。

2 番

特別はありません。大体おっしゃっていることはよく分かるし、皆で話し合っ、判決も決めましたし、スムーズにいったのではないかと思っております。

3 番

特に問題なくというか、ただ、最終的に、執行猶予を付けるべきか、付けないべきかというところで、そこは皆で意見を出し合ったくらいで、中身的に分かりやすかったという感想です。

司会者

先ほどと繰り返しの質問になるのですが、暴行の程度という点で、最後、それぞれ法律的な意見を述べられたと思うのですが。

3 番

そうですね、あと、写真を見たときに、どう見ても被告人の方が被害者のようなくらいボコボコなのですよ。それを最初に見ているので、これはというのが皆の頭にあって、被告人のお母さんとかも証人で出たりとかで、生い立ちとか、なぜそういうふうに

なってしまったのかというのも全部加味して、じゃあ、今後執行猶予を付けるべきなのか、付けないべきなのかで、一番時間がかかったところでした。

4番

論告のときも、検察官の方から論告メモというものが出てきていて、そのときに被害者の言い分とかも、すごくまとまっていたので、これもすごく分かりやすかったです。弁護人の弁論のときも、子供を殺してしまったときの事件の執行猶予が付くかとかの、刑の重さのグラフとかもあったので、これは資料としてもらった方が分かりやすかったですけど、資料としてもらっていなかったで、こういうグラフもあった方が分かりやすいなと思いました。なので、それでちょっと、分かりやすかったところもあれば、資料がほしかったなというところもあったりしました。

司会者

弁護人は、弁論も結局紙を配らなかったということですよ。内容的に、そのグラフとかというのは、あった方が良かったのか、事件とはかけ離れた話だったのかというのは、どのような感じでしたか。

4番

グラフで、子供を殺してしまった事件で、これくらいの事件数があって、この中の事件数からどのくらいが執行猶予が付きますとか、こういうふうに悪いというふうに弁護人の方が資料を準備してくれていたんですけど、プロジェクターで見せてもらったただけだったので、紙としてくれないのだなと思って、分かりにくいかなと思いました。

5番

私たちは、裁判長、裁判官に、忌憚なくどんどん話を聞く機会があったり、我々仲間同士でどんどんしゃべっていくことができたからですね、その辺は非常に良かったですね。やっぱり、こういうことを決めるのは、過去の一つの土俵が必要ですから、その土俵等について、裁判官が過去のデータを全部出してくれてですね、それを見て、よく理解させてもらって、それを8名でよくしゃべりました。

司会者

今、評議のお話のようにお聞きしたのですが、その前に、審理が終わるときに、検察官や弁護人がこういう刑を、例えば、求刑とかありましたよね、その辺りの資料の出し方とか、話し方とかいう辺りは何かありますか。

5番

特に問題ないです。よく理解できました。

6番

私も同じ事件なので、本当に分かりやすく丁寧にですね、私たちがちょっと疑問に思ったことも、何度もプロジェクターも開いてくださって、もう一回立ち戻ってということもしていただきましたし、あとは理解しにくいことに関しては、ホワイトボードを使って、丁寧にここからここという説明をさせていただいて、私たちもそれぞれ思うところはあるのだけれども、そこはやっぱり、法の中のこの範囲というところを、納得と言ったら変ですけど、それを理解しながら、皆で話し合っ決めていけるというところに進んでいったグループだったのではないかなとすごく思います。小さな引っ掛かりでも、拾ってくださって、丁寧にやっていただけたので、その都度、落としながら、十分話し

合いができたなどは思いました。

司会者

審理までのところを一通りお聞きしたのですが、出席されている方からも、その辺りはいろいろと関心があるかと思しますので、検察官の方で何かございますか。今までお聞きした中で、こういうところをもう少し聞いてみたいなどか、何かあれば聞いていただけますか。

志村検事

貴重な御意見をありがたく拝聴させていただいているのですけれども、お聞きしたいと思うのは、証拠でしか皆さんは判断できないというふうに説明されて、証拠を見せられるというか、示されていると思うのですけれども、証拠が多いと感じられているのか、少ないと感じられているのか。少ないという場合、どういった証拠が少ないというか、足りないというか、こういった証拠があったら良いのになどか、そういうようなことで何か思ったところがあったら、お聞かせ願いたいなというふうに思います。お願いいたします。

3番

多いか少ないかでいうと、初めてなので分からないのですよね。分からないままに多くの資料を出されたら、多いと思うかもしれないですけど、少なかったら少ないで、こんなものなのかって思うかもしれないです。時間が経って、翌日になったりとか、翌々日になったりとか、裁判員の経験が終わった後に、あのとき、こういうふうに、こういう資料を出してくれたら、もっと分かりやすかったのになって考えるのは、現実そうだと思うのですよね。初めての経験だと、やっぱりそこまで分からないと思います。

6番

私たちのところは、パソコンとか、インターネットとか、携帯電話というのがキーワードになっていて、被告人の妄想がすごく多かったので、もうちょっとパソコンの内容、やり取りだとか、携帯電話の履歴だとか、そういうものがもうちょっとはっきりしなかったのかなと、そのときは思いました。浮気しているかもしれないという妄想だったのですけど、私たちではちょっと考えられないのですけど、パソコン上だったり、オンラインゲーム上での浮気ということなのですよね。今の若い人たちの事件だと思うのですけど。その中で、もしかすると、他の男の人とオンラインゲームをただけでも浮気って本人が思ったのか、ちょっとその辺は分からないのですけど、となると、その内容とか履歴というのは、すごく重要なのかなとは思いました。今回の判決にはそこまで立ち入ることはないのだろうなと思って、出された証拠の中で、話し合っていくべきなのだろうなと理解しながらやっていましたが、そこは知りたかったなというのは率直には思いました。

司会者

量というより、そういう客観的な資料があれば、判断しやすかったかなというような感じですかね。

6番

若い方で、こういう事件の内容だったので、私たちの年代の考えられる浮気とか、そういうところの定義、浮気の定義ってあるかどうか分からないのですけれども、ちょっとか

け離れているので、そういう理解をする意味でも、そういうところが自分たちも分からないというのもあるのですが、実際にもし履歴がまったくないのであれば、本当の完全な妄想だったのかもしれないし、あったのであれば、本当に被告人が疑わしいと思って、その殺人に至るまでの何かがあったのかというところは、ちょっと見えたのかなとは思いました。

5番

あと、同じ事件ですが、志村検事だったと思うのですが、生の実際に使ったロープとかがあれば、さらに臨場感というか、出てくるような気がいたしました。

志村検事

今のロープの点なのですからけれども、そこは本当に感覚の違いだと思うのです。検察官としては、ロープであれば、写真を見れば分かっていたであろうということ、ロープの現物を出すこともできないわけではなかったのですけれども、こちらの感覚としてはですね、ロープであれば写真で分かっていたのかなという判断をしたのですよね。そこはちょっと、今日、そういう御意見をいただきまして、参考にしたいと思います。

5番

というのは、1回絞めて、止めて、また絞めているのですよね。だから、どのくらい強いロープだったかなと、触りたいなという気はしたのですよね。

1番

証拠に関しては、いろいろな証拠がありすぎるくらいあったとは思いますが、今、5番さんがおっしゃったように、その方の部屋はすごく散らかっていて、写真にも凶器のひもが掛かっている、このひもとその実物のひも、どっちが本物だったのかとか、いろいろあったし、その絞め方も、検察の方がこういうふうな状況でやったのではないかというのをやっていたのですが、実際、実物があって、長さとか、強度とかが分かったら、殺意的なところも、もうちょっとリアルに分かったりしたのかなというのは、ありましたね。

沖田弁護士

アンケートを見ると、初日に弁護人が急に大きな声で演じたこと、初日の小芝居は逆効果だと、弁護人の小芝居は何だったのですかというようなご意見があったのですが、私が何を言ったかということですね、「殺されたくなかったら俺の言うことを聞け。」と私が大きな声で言って、もう1名の女性の弁護士が「分かった。言うことを聞くから。」と、こういうことを言ったわけです。これが小芝居と見られたものなのですが、これ自体は、証拠調べの中でですね、被害者の調書のままであるので、何だったのですかと言われたら、これを証拠により証明することというようなことになってしまうのですが、それが伝わらなかったということは、やっぱり弁護人のサービス不足という部分があるかと思います。ただ、それを、どのタイミングで聞くということですね、冒頭陳述の役割といたら変なのですが、こういう意味ですというのは、その証拠調べの直前に説明してもらった方がよいものなのか、それとも冒頭陳述の中で、冒頭陳述の役割がこうでこうでというような形で説明した方がよいのか。証拠の意味がこうですということの説明は、弁護士としては最後の弁論でやるべきだと思っている部分もあるのですが、実際

に聞くときに誤解されたら意味がないので、どのような説明の仕方が分かり良いのかということについて、皆様にお聞きできればと思います。

司会者

そうすると、実際の担当された事件の方からの方が良いですかね。それでは、1番の方からですが、お願いします。

1番

実際に関わらせていただいたのですが、最初の冒頭陳述のところで言わせていただいたとおり、最初は本当に緊張もあって、どういった感じでその内容が始まるのだろうと思っていた中で、いきなりこれだったのですよね。なので、確かに、リアリティがあって分かりやすくというふうな部分だったのかもしれないですけども、今言ったとおり、冒頭陳述の一番最初じゃなくても、証拠調べとか、そういったところに出てきた方が良かったのかなと。タイミング的には悪かったと思います。皆さん、何も右も左も分からない中、一発目だったので。だから、多分、皆さんのアンケートの中でもそういうふうにかかれたのだなと、私は思っております。ただ、リアリティを伝えようという気持ちは分かりました。

2番

特にありません。

7番

裁判を傍聴したこともなかったので、本当に1日目の初めだったので、うわっとは思いましたけど、出すタイミングというか、ちょっとビクッとしましたよね。ビクッとしたというか、びっくりしたというか、結構大きな声だったので、それに圧倒された感じはありました。そのときじゃなくても良かったかなとは思いますが、それをやらない方が良かったかかというのではなくて、時期かなとは思いました。

結城判事

論告と弁論に関してお聞きしたいのですが、4番の方は弁論が紙として配られなくて、少し物足りなかったという御意見がありましたけれども、他の方は配布された資料について、どのような印象を持たれたか質問させていただきます。ざっと見ますと、最初の2件については、検察官はA4に1枚で、弁護人はA4に2枚というかA3に引き伸ばしたものを配布していると。最後の5番さん、6番さんの事件については、検察官はA4に1枚のものであるのに対して、弁護人は文章式のもを配布したということなのですかね。実際に、おそらく評議では、この論告メモや弁論メモに沿って、評議を進めたと思うのですが、例えば、情報量が多かった、少なかったであるとか、特に5番さん、6番さんの弁護人の弁論について、検察官のように箇条書きのものの方が良かったのか、もしくは、こういった文章式のものでも十分だったのか、その辺りの御感想をお聞かせください。よろしくお願いします。

5番

非常に難しい質問ではありますが、私は、A4に1枚というのが、昔から仕事上大好きです。A4に1枚に要旨をまとめてもらう、それに対して分からないことは質問すると。こういうやり方が良いなと思いました。しかし、今回の弁論要旨みたいに、具体的に書いてもらうのも良いです。どちらでも特に問題はないと思います。要するに、や

っぱり、それぞれ弁護士、検察官が考えて書かれた文章ですから、ポイント的にも本当にしっかりしているしですね、A4に1枚でも結構ですし、三、四枚要旨として述べられても良いと思います。

6番

同じです。本当にまったく違う形なのですけれども、検察官側もすごく見やすく、要点をまとめられていて、見やすいのですけれども、弁護士側の方は、逆に長いのですけれども、細かなやり取りというのですか、人間像というのですかね、そういうのが見えるような形で書かれているので、そういう意味の材料にはなっているのかなというふうには思いました。特に今回、被告人の方が身内もないですし、特にそちら側の弁護士以外に弁護する人というか、普段はいないのですかね。よく分からないですけど、被告人を弁護する人がいなかったの、被告人の人となりがなかなか分かりにくいところではあったのですけれど、これを読んだら、こういう会話をしていたのかなとか、それが正しいかどうかは分からないのですけれど、ある程度イメージは付きやすかったなとは思いました。

司会者

家族の人とかが、証人が出てきたりして、この人を今後支えますとか、そういうことは事件によってはありますね。今回、その事件ではなかったということですかね。

6番

はい。

<評議について>

司会者

それでは、もうすでに大分意見も出ているところですが、審理が終わった後の評議、話し合いの場面ですね、これはむしろ裁判所に対して、いろいろ御注文をいただくというところになりますけれども、裁判官の説明の仕方、あるいは判断のポイント等で、分かりやすく御提示できたのかどうか、あるいは評議を進めていって、最終的に判決の結論を出すという、結構長い時間いろいろ皆さんから御意見をいただいて、結論を出すということなのですが、その辺りの進め方であるとかですね、意見の聞き出し方、いろいろな点で、我々も試行錯誤でやっているものですから、こういう辺りは良かったという点を言っても良いですし、この点はもうちょっと工夫してもらった方が良かったですとか、耳の痛い意見も含めてですね、お伺いできればと思いますが。

1番

私は特に問題なかったと思います。むしろ、慣れない裁判員の仕事に関わる上で、とても気を遣っていただいたというのがすごく印象でした。自分たちの意見もとても言いやすかったですし、ちゃんと説明もしていただけたので、私は何も言うことはないなと思っています。

2番

私も別に。すごくスムーズにいったなと思っています。

司会者

裁判官ばかりしゃべって、何か意見が言いにくかったとか、そのような感じはなかったですか。

2番

そんなことはないです。皆親切に教えてくださって、私たちの意見も聞いてくださいましたからね。良かったです。

7番

1番さんと2番さんと同じで、聞きやすいですし、言いやすいですし、皆で時間を決めてやっている以外でも、休憩しているときとかでも、皆で話をしたりだとか、苦ではなかったですね。何日間か通って、量刑を出すときは、いろいろ悩んだりもしましたけど、行っている最中は、裁判官の方も裁判長の方も、いろいろホワイトボードに書いて説明してくれたり、パソコンを開いて説明してくれたり、本当に分かりやすく説明してくれたので、本当にスムーズだったと思います。

3番

今、お話を聞いていて、私はグループが違うのですが、本当に同じ意見です。緊張をまったくさせないほど気を遣ってくださっているのだなというのがありますし、休憩時間も冗談を言ってくれたりだとか、ちょっとしたくだらない質問にも答えてくれたりだとか、オンとオフをすごく使い分けて、上手に私たち素人の意見をちゃんと聞いてくださったという感じで、ちょっと語弊があるかもしれませんが、楽しかったです、私は。

4番

私がやった裁判は、ホワイトボードにびっしりといろいろ書いてくれたりだとか、あと、よく「何番さんどうですか。」というふうに話を振ってくれるので、自分の意見をすごく言いやすく、とても分かりやすく良かったです。

5番

非常に良かったですね。我々もよく話したし、よく話を聞いていただいたし、非常に良かったです。私が希望しているのは、毎年でも出たいということですね。そういうわけにはいかないと思いますが、もうすでに来年のは私はくじがはずれていますが、再来年を希望します。

6番

5番さんはこのように個性が強いのですが、人の話もしっかり聞いてくださいます。別に5番さん主導で動いているわけでもなく、良い頃合いで言ってくれる方がいたりとかしましたし、裁判官の方たちもすごく良い、本当にしゃべりやすい感じ。本当にこんなことを聞いても良いのだろうかと思うところは一杯あるのだけれども、それを聞いてしまおうというような雰囲気を作ってくださいだったので、そのときに思ったことはその場で聞ける雰囲気だったのかなと感謝しています。裁判員制度ということで、そのときも言ったのですが、別に爪痕を残そうと思って来ているわけではないのだけれども、でも、自分たちがここに呼ばれてやった意味というのは、この裁判員制度を続けている意味というのかな、最初はどうせ座っていたら良いのかなくらいに思っていたのだけれども、しっかり、そのところを私たちのような本当に法も何も知らないような人間の話もしっかり聞き取っていただいて、そういう意見が大事なのだよということを折に触れ話してくださったので、意見を言うことも大事ですし、こういう制度ってすごく大事なのだなと感じられる話し合いができたので、すごく良かったなと思いました。

司会者

すごく良い話ばかりで、厳しい意見もいただければと思ったのですが、特にないでしょうかね。評議に関して、何か検察官とかありますか。評議の意見を踏まえて、何か聞いてみたいというようなところはないですか。

志村検事

皆さん肯定的なお話がたくさん出てらっしゃるのですが、何か評議の中で、こういうふうにもっとしたら良いのになとか、こういうことがあったら良いのになとか、私が聞いて良いのかあれですけれども、そういう何か要望みたいなことはないのでしょうか。

司会者

資料の面とかですかね。例えば、論告メモや弁論メモで、こういう点が書かれていたり、こういう資料があったら、もうちょっとやりやすかったかなというようなところでも良いのですが、いかがでしょうか。

志村検事

補足ですけれども、一番皆さんが悩まれるところが量刑と申しますか、刑をどうするかというところだと思うのです。検察官側、辩护人側双方、グラフを示したりとか、示さない場合もありますけれども、今回、私が担当した事件では、検察官の方からグラフを示すことはなかったかと思うのですけれども、量刑の判断にあたってですね、こういう資料があったら良いのになとか、辩护人や検察官にこういうことを言ってもらったらもっと判断しやすいのになとか、そういったようなことで何かお気づきの点があったら、是非お聞かせ願いたいと思います。

5番

いろいろ資料を出してもらってですね、裁判員制度が始まってからずっとの資料だと思うのですよね。多分、あれ以上はないような気がしてですね。限られた時間で、あれだけ出してもらえれば、問題ないと思います。

沖田弁護士

評議との関係でいえば、初めて聞く難しい言葉というのが出てくると思うのですね。例えば、二つ目の事件でいえば、強盗、暴行と条文には書いてあるのですけれども、これはただの暴行ではなくて、反抗を抑圧する程度の暴行なのだということで、検察官が言って、辩护人も言う。それで、判決を見ると、一般人であれば乗車料金の請求を断念せざるを得ない程度のものだという言い換えが行われるわけなのです。ただ、これ自体が実は裁判の前に明らかとなっていないので、最後の最後まで検察官はこうだから反抗を抑圧だと、辩护人はこうだから反抗を抑圧だというふうになるわけで、一番最後の最後でポンと、この言い換えというものが出てくる可能性というのが生じるのですが、こういった言い換えというかですね、難しい定義を、予めですね、なかなか単語集にするとかは難しいところはあると思うのですが、それは皆さんその都度、疑問に思った人が聞いていく感じなのでしょうかね。どういったものが望ましいかという点について、皆さんのお考えというか、感想をお聞かせいただければと思います。

司会者

それは、出てきた言葉で、分かりにくかったのがなかったかというようなことでも良いのですか。

沖田弁護士

いや、テクニカルタームというかですね、難しい言葉について、言い換えがあるとしてですね、それは裁判官が説明したら、もうそれがスタンダードになると思うのですね、その裁判では。それに抗うという裁判員の方はいないはずなのですよね。そうなってくると、裁判が始まる前に、公判前整理手続という手続があつて、これは全部の裁判員裁判の前にやるのですけど、その時点で実は、共通しておく方が望ましいというかですね、最初の冒頭陳述も論告・弁論もすべて、その言葉を前提に説明することができるのではないかというようなことも考えられます。だから、そういった難しそうな言葉についての言い換えというものは、どこまでやっておくべきかと言ったら変ですけど、裁判が始まる前に、当事者の検察官や弁護人も言い換えておくべきかということですかね。ちょっと質問が難しい言い方になってしまうのですけれども。

司会者

説明が、例えば、バラバラな説明の仕方では何か混乱したとか、分かりにくかったというような、皆さんの経験した事件の中ではございましたでしょうか。例えば、3番の方とか、今まさにテーマに挙げられた強盗の暴行について、検察官が言っている説明と弁護人が言っている説明とが、何か食い違っているのではないかとか、そういう辺りは疑問に感じたとか、そういう点はなかったでしょうか。

3番

分からないとか、はてなマークのまま控室に戻っても、必ず裁判長が、さっきの何々という意味は分かりましたかと、必ず言ってくれるのですよね。逆に私たちのグループで、はてなと思ったところは、その短時間の中で、さっき言っていたあれは何ですかというふうに、すぐに分からないことは質問するし、裁判長の方でもすぐに言ってくれて、フォローしてくれていたんで、はてなマークがずっと残るということはなかったです。理解させていただいて臨めました。

結城裁判官

評議のスケジュールの組み方なのですが、一番最初の皆さんの全体の感想の中でも、四、五日で判決を出して良いのかとか、判決は今でも良かったのか悩んでいるという御意見がありました。いわゆる論告・弁論が終わった時点で判決の日というものは決めることになっておりまして、我々もそれなりの数の裁判員裁判を経験してきていますので、大体この事件であれば、この程度評議の時間を取れば良いのかなというところでスケジュールを決めてはいるのですけれども、スケジュールの決め方としてですね、何か御意見とか、もう少し実は時間がほしかったであるとか、意見は十分に言えたけれども、最後の最後まで踏み切れないところがあったとかですね、その辺をどなたか思っていることがあれば、おっしゃってください。最初の感想では、3番さんが四、五日で判決を出して良いのかなと思ったとおっしゃっていて、4番さんは判決はずっと悩んでいるというところがありました。それは評議のスケジュールとか時間の取り方の点では、何か問題があったのかどうかというところを聞かせていただきたいのですけれども。

4番

私がこの結果で良かったのかなと悩んでいるところは、全然、評議のところではなくて、被告人の方が御高齢だったので、今どうにかなっていないのかなという気持ちがあ

って、良かったのかなというところであって。でもそれは裁判には関係ないよって、言ってくださっていたので、私があまり考えるところでもないのかなとも思うのですが。普通に評議の時間は十分取っていただいたと思うので、別に短いとか長いとか、私は特に感じることはなかったです。

3番

本当に素朴に、良いのかな、このくらいで決めちゃってというのが、正直な感想で、特にどうこうという深いものはないのですが、逆に他の方がどうなのか分からないのですが、冒頭手続で10分とか、休廷して、控室に戻って10分とか、移動が多いなというのも正直な感想でした。事件内容によって違うと思うのですが、そこをもうちょっと、うまくやってくれたら良いのかなというのはいりました。

5番

今ちょっとお話があったのですが、この事件だったら大体5日くらいで良いなというのは、そちらの方で考えられているわけですか。

司会者

はい。

5番

例えば、あの砂川の事件（砂川危険運転致死傷事件）、あれは裁判員裁判ですが、これくらいはかかるだろうとか、それから、日本赤軍の事件（ジャカルタ事件）は裁判員裁判ですが、これはかなりの時間を取っていますよね。それは、あくまでも裁判所の方で、過去の裁判等に基づいて、やっているということですね。確かに、人を裁くものだから、1週間だから良いとか、2週間だったら良いとかですね、いやもう3日で良いとか、そういうのは付けられないと思うのですよ。長くすれば良いというものではないし、短ければ良いものではないし、検察官の方でかなり詳しい情報というのは与えてもらっていますよね。我々は与えてもらっているような気がしたのですよ。だから、そちらの判断で良いかなという気がしたのですね。これくらいなら1週間。これを悩んで悩んで悩んで、あと3日とかいってもですね、皆仕事を持っていることですしね、その辺はそちらの方でやろうと言ったら、その中で結論を出すと。そうしないと、ずっと続くような気がします。今やられているので、私は良いと思います。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

ありがとうございました。それでは、長時間にわたって、いろいろ御意見をいただきましたが、最後に、皆さんは裁判員あるいは補充裁判員として参加されましたが、これから先も裁判員裁判は続いていくわけで、これから裁判員あるいは補充裁判員になる方に対して、メッセージを一言ずつお伺いしたいと思います。1番の方から順番にお願いいたします。

1番

裁判員に当たったら、比較的皆さん、遠慮したいなというお気持ちが強いというお話が出ていたと思うのですが、私はやって良かったなど、率直な感想があります。それはやっぱり、裁判官の方、裁判長の方が、とても親身にいろいろ裁判員の意義を教えてくださいながら進められたということが第一にあるので、今後当たった方には、前向

きに参加をしていただければと思います。ただ、最初にもお話したとおり、30名の中で当たるのは6名というところ、せっかく出た方が良いでしょうと言っても、外れる可能性もあるということも一緒に伝えないといけないというのは、ちょっとつらいところなので、それはまた今後考えていただきながら、私は個人的には当たった方には、是非参加した方が良いでしょうと勧めていきたいなと思っております。

#### 2番

私は、この紙が来たときに、やりたいなと思ったのですよね。滅多に経験できないことなのに、こうやって来るということは、やっぱり自分にチャンスがあるのだし、やっぱりやってみたいなと思って、経験してみて、良かったと思っています。皆さんおやりになった方が良いでしょうと思います。

#### 3番

実はこの裁判員制度が始まったときに、私のすぐ身近な人が裁判員候補者になったのですが、仕事を理由にお断りしたのですよね。この度、私に来たときに、私は行く、絶対に当たるから行くと言って来て、当たったのですが、実際に裁判を経験した話をしたとき、断ったことをものすごく後悔していたので、是非皆さん来たら、後悔しないように頑張ってみてくださいと伝えたいです。

#### 4番

最初に私は全般的な感想で、しんどいとは言ったのですけれども、やっぱり裁判官とか裁判員とか、皆さんのフォローもあって、経験して良かったなと思えるような裁判にはなったので、ちょっと友達とかに話すと、そんな面倒くさいところに行ったのとよく言われるのですが、でもやっぱり私としては経験して良かったなと思うので、来るのはちょっと怖かったのですが、でも経験した方が良いでしょうと思います。

#### 5番

裁判員裁判、素晴らしい制度です。是非このまま続けていただきたいなと。いろいろ心配している輩に言いたい。ゴー・フォー・ブローク、当たって砕けろ。素晴らしいことです。

#### 6番

私も先ほどから言っているのですが、とにかくこれが終わった後は、話す機会があれば、絶対来たら断るものではない、行くべきだという話を伝えています。この制度を生かすも殺すもではないのですが、この制度をどうやっていくかというのは、実際私たちもすごい確率で選ばれているわけで、実際に選ばれた私たちが、またそれをどう伝えていくのかということもすごく大事なかなというふうに感じました。伝えられることはすごく少ないのですけれども、でも、世の中はすごく誤解が多くて、自分も含めてなのですけれど、それを実際にやった私たちが解いて行って、やっぱり経験することは大事ということ伝えていけたら良いのかなというふうに、今すごく思っています。

#### 7番

私もまさか当たるとは思っていなかったのですけれども、初日に来るときはやっぱりちょっと不安もありましたけど、5日間、結構楽しく毎日通えましたし、職場に帰って、「大変だったしょ。」と皆に言われるのですが、もしお手紙が来たら是非やった方が良いでしょうって。すごい良い経験になるし、楽しかったし。皆やっぱりやったことのある人

が周りに誰もいなくて、私が初めてだったので、「ああそうなの、何かやってみたい。」って言う人もいましたので、他の人にもやってもらいたいと思います。すごい楽しかったです。

### <記者からの質問>

司会者

ありがとうございました。今回のこの場には、司法記者2名の方もいらっしゃいますので、一通り意見交換は終わりましたが、質疑応答に移りたいと思います。今のお話に関連してでも良いですが、何かありましたらどうぞ。

記者（共同通信）

今日は長い間、お疲れ様でした。一点、4番の方にお伺いしたかったですけれども、お仕事をしながら裁判員の方に参加されていたということだったと思うのですが、例えば、もっと早めに実際に選ばれるかどうか決めてくれば、お仕事を休めるようにしてもらえたとか、そういった事情とかはあるのでしょうか。

4番

事前に一応、職場の方には選ばれるかもしれないということは伝えてあって、「分かった、行っておいで。」と言ってもらったのですが、直前に人が突然辞めてしまったので、人員不足になって、職場に行かなければいけないことになったので、特に事前に知らされていたからとか、そういうわけではなくて、本当に職場の事情だったので、特に裁判所側には問題がなかったのかなど。ただ、雇用形態的に特別休暇が取れる人と取れない人がいるので、それはちょっと社会側に考えてもらいたいかなと思います。

記者（NHK）

意見がある方で結構なのですけれども、裁判員裁判なので、結構重い罪の事件が当然多いと思うのですが、こういう事件の場合は、事前に、裁判員裁判になる前に、報道がいろいろ出るケースがあると思います。裁判員に選ばれたときに、ああこの事件かと、その事件はこういうふうに報道されていたのだとか、過去の新聞等を見たりですね、いろいろ思うところがあった方がいらっしゃれば、御意見をいただければなと思いました。つまり、報道への意見ではないのですけれども、ちょっと、この報道は自分の判断にこういう影響を与えたかもしれないだとかですね、我々報道している側からすれば、そういう意見は貴重なので、もし意見がある方がいらっしゃればと思いました。

6番

率直に言って良いのでしょうか。私、先ほども言ったと思うのですが、短い文章の中で、いろいろな読み取りができると思うのですが、今回の私たちが経験した裁判に関しては、ちょっと偏ったふうに世の中に伝えているのだなというのはすごく感じました。すいません。

記者（NHK）

つまり報道がそういった偏った。

6番

そういう意図ではないのかもしれないけれども、文章の中で伝えてしまうと。だから、今回のお父さんの二次被害という言葉ではないのですが、すごく報道って大事でね、言葉とか文章ってすごく大事だと思うのですが、短い文章の中でそれを全部入れ込む

というのは難しいと思うのですが、実際に私がその新聞記事を見て、そして、この裁判に出た印象としては、違う読み取りをする人がいるのだらうなというのは、実際に率直に感じました。

司会者

他にはよろしいでしょうか。それでは、時間も参りましたので、本日の意見交換会はこれで終了させていただきます。長時間、本当にお疲れのところ、どうもありがとうございました。

以 上